

西東京市子どもの権利擁護委員
令和5（2023）年度活動報告



©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各 23 案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を 3 案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校 325 クラスで投票が行われて愛称が決まりました。

西東京市子どもの権利擁護委員 「CPT」 children protect team

令和元（2019）年度

田無第一中学校生徒会



令和元年 10 月撮影

多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいなと思います。



令和元年 10 月撮影

西東京市子ども相談室 「ほっとルーム」

令和元（2019）年度

青嵐中学校生徒会

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子どもの権利擁護委員
令和5（2023）年度活動報告



西東京市子ども相談室 ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実



代表子どもの権利擁護委員（CPT）木村真実です。弁護士もしています。

子どもの権利擁護委員（CPT）と子ども相談室（ほっとルーム）の令和5（2023）年4月1日から1年間の活動報告書をまとめました。

CPTとほっとルームの活動内容には、大きく分けて、①日々の相談・調整活動と②出張授業やほっとルーム通信、講師派遣や研修などの広報・啓発活動があります。両方とも、3人の擁護委員と、擁護委員を補佐する3人の専門員と、市職員である事務局3人が、力を合わせて取り組んでいます。

西東京市子ども条例の特徴の一つは、子どもの権利侵害に対して、具体的に、救済することを定めていることです。ほっとルームでは、電話やメールで、あるいは面談で、悩んでいる子どもや子どものことで悩んでいるおとなからの相談を日々受けています。毎日3人の専門員が、擁護委員と協議しながら相談に対応しています。「こんな相談していいのかな」とか、「相談しても変わらないんじゃないかな」と思っても、相談してもらいたいです。相談していただければ、一緒に考えていくことができます。一緒に変えていくことができます。

関係機関との調整が必要な場合などには、擁護委員が対応しています。関係機関の皆様方におかれては、調整のために来たのだと受け止めていただき、その子のための解決を一緒に考えていただければ幸いです。

擁護委員は、市内の多くの学校に、「子どもの人権」「いじめ予防」「子ども条例」「多様性」などの出張授業に伺っています。具体的な事例をもとに、自分の人権も隣の子の人権も大切なこと、「嫌な気持ち」「つらい気持ち」になった人の立場で考えられるようになれるといいな、と考えながら授業をさせていただいています。

小金井市と中野区にも救済機関ができ、日野市でも5月に、子どもオンブズパーソン制度が始まりました。ほっとルームでは、近隣自治体からの見学受入れや近隣自治体への見学もしています。近隣自治体とともに、より良い救済機関を目指して一緒に研修などをしていきたいと考えています。

悩みを抱える子どもに「相談してよかった」と思ってもらえるよう、「一人じゃない」「生きていていいんだ」と感じてもらうよう、引き続きがんばっていきたいと思います。

子どもに関わる皆様に、この報告書でCPT・ほっとルームをもっと知っていただき、子どもたちにも広めていただけますようよろしくお願いします。

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 木村 真実

子ども相談室開室5周年企画（座談会）…………… 1

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例…………… 6

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）…………… 8

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム …………… 10

第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和5（2023）年度の相談状況（統計）…………… 12

2 事例報告（相談・調整活動の実際）…………… 20

3 調査活動の状況 …………… 24

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

(1) CPTによる出張授業 …………… 26

(2) 大学生とのコラボ事業 …………… 31

(3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート
集計結果 …………… 33

(4) 副読本を活用した授業アンケート集計結果 …………… 35

2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座 …………… 36

(2) 保護者、支援者向けの研修 …………… 36

第4 その他の活動

1 講師派遣…………… 38

2 研修 …………… 38

一年を振り返って …………… 39

子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利

子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子

子どもの権利擁護相談・調査専門員より

参考資料

西東京市子ども条例 …………… 42

西東京市子ども条例施行規則 …………… 48

機関紙・啓発品 …………… 51

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・C P T
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

子ども相談室開室5周年企画（座談会）

ほっとルームが令和元（2019）年8月1日に開設されてから、もうすぐ5周年になります。そこで、令和6（2024）年2月13日、初代代表擁護委員（CPT）の野村武司さんをお招きして、ほっとルームで座談会をしました。



野村 武司（のむら たけし）
2019 年4月より2022 年3月まで西東京市代表子どもの権利擁護委員。弁護士。東京経済大学現代法学部教授（研究分野は、行政法・自治体法・教育法・子ども法）。多数のいじめ重大事態第三者調査委員会に携わる。



井利 由利（いり ゆり）
2019 年4月より西東京市子どもの権利擁護委員。臨床心理士。公認心理師。精神保健福祉士。公益社団法人青少年健康センターに所属し、30年以上ひきこもり支援を行う。



岡田 光子（おかだ みつこ）
2021 年4月より 2024 年3月まで子育て支援課長。保育士として長く保育の現場に携わった後、2019 年4月から子育て支援部主幹としてほっとルームの立ち上げに携わる。



木村 真実（きむら まさみ）
2022 年4月より西東京市代表子どもの権利擁護委員。弁護士。社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事。NPO法人子ども・若者センターこだま理事長として、多摩地域のシェルター運営に携わる。



谷川 由起子（たにがわ ゆきこ）
2019 年4月より西東京市子どもの権利擁護委員。社会福祉士。公認心理師。西東京市子育て・子育てワイワイプランの策定に携わる。八王子市統括担当スクールソーシャルワーカー。東京都特別支援教室巡回相談心理士。



1 今のほっとルーム

木村：初めに、今のほっとルームについて、岡田さんからお話しいただいてよいでしょうか。

岡田：相談件数が昨年度まで年々伸びてきています。少しずつ知られてきているのだと思います。また、相談業務、調整業務のほか、学校における出張授業などの広報・啓発にも力を入れていることが特色だと思います。

木村：井利さん、相談の傾向にはどんな特徴がありますか。

井利：ほっとルームは、子どもに伴走するということを大切にしてきました。1回の相談で終わるものは少なく、毎週のようにお会いしてお話をしたり、メールでのやり取りをしたりなど、1年以上の関わりになっているものも少なくありません。

木村：谷川さん、他機関との関係はどうでしょうか。

谷川：当初は、ほっとルームが知られていないがゆえの苦勞もありましたが、現在は子ども家庭支援センターなどとの連携もうまくいっていると思います。

特に、西東京市は、ほっとルームを開設したすぐ後に、6年生向けの副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を作って、先生方に取り組んでいただくとともに、6年生を中心に学校での授業も続けてきました。このことから、学校と顔の見える関係づくりができていていると思っています。出張授業に行くと、「私、ほっとルームに電話したことある」と言ってくれる子がいたり、「こんなこと相談していいんですか」「何でも相談して」といったやり取りをすることもあります。学校の道徳授業地区公開講座などで保護者向けに話すこともあります。

2 学生について

木村：学生との連携も西東京市の特色だと思います。相談室開設当初、野村先生のゼミの学生さんに参加していただいていたと思いますが。

野村：東京経済大学の現代法学部は、卒業後に地方公務員になる学生も少なくなく、地方自治体に関心を持っています。学生にとっても、市役所や教育委員会の職員、擁護委員と直接話す良い機会だったのではないのでしょうか。また、副読本や機関紙などを、自分たちが作ったという達成感もあったと思います。こうした「学生時代にやったこと」は、結果的に就職でも自己アピールの材料になっているようです。

木村：その後、東洋大学や武蔵野大学との連携も進みましたよね。

岡田：はい。東洋大は、西東京市の子ども子育て審議会委員の小野先生につないでいただき、大学で授業をさせていただいたり、特集号づくりなどをしていただいています。

また、武蔵野大のアントレプレナーシップ学部の高松先生とそのゼミ生の皆さんにも、子どもたちからの聞き取りや市民まつりへの参加など、多くのご協力をいただいています。

谷川：西東京市の子どもたちが手に取って見るものを、学生たちが作ってくれたことに感謝しています。

井利：子どもたちのことを考えるのに、若い感覚は大切ですよね。

3 子どもの権利救済機関の意義

木村：次に、5年前の立ち上げについて、少し振り返っておきたいと思います。

野村先生、そもそも、ほっとルームのような子どもの権利救済機関は、どうして必要なんですか。

野村：まず、子どもたちにとって、学校で言えないこと、家庭で言えないことを相談できる場所は大事です。それに加えて、学校や家庭で相談できるという場合であっても、どのような相談かを明確にしなくても相談ができるという場所は大切です。

相談を受ける側が、〇〇相談という看板で、子どもたちにどんな相談ができるかを示しています。例えば、通常は、お医者さんには病気の相談を、弁護士さんには訴えるかどうかの相談をするものだと思っています。でも、ほっとルーム、CPT

は、何の問題か分からないけれど困っているという、多くの子どもたちの相談に応じる役割があります。

また、一人の子どもの困りごとが、他の多くの子どもと共通していることがあります。他の子どもにも関係があるときに、制度を変えていかねばならないことがあります。子どもの最善の利益を考え、仕組みを変えていくきっかけになる役割があります。

さらに、子どもの権利についての普及啓発を図っていく役割があります。

こうした機能は、他の相談機関にはありませんよね。他にない救済機関としての役割があります。

4 子どもの権利擁護機関の独立性と情報共有

木村：野村先生、独立性についてもコメントをいただけますか。

野村：権利擁護機関が他の機関から独立しているというメッセージは、何より重要です。独立しているから対立的になるかという、そういうことではありません。子どもの最善の利益、子どもを真ん中において考えれば、一見対立的に見えたとしても同じ方向を向いていることにしばしば気付きます。その子どものために何をすればよいかという点で一致することが多いのです。

また、連携は独立と抵触しません。独立性を基礎とした上での連携はとても重要だと思います。

木村：さらに、情報共有についても、一言お願いします。

野村：情報共有はとても大切ですが、他方、共有すればするほど良いというものでもないという理解も大切です。子どもの知らないところでおとなが常に情報を得ているのは、好ましいことではないと思います。どういう情報が必要なのか、どういう情報を他に提供するのかの見極めは大切です。

子どもに関する情報共有の仕組みが整っているのは、要保護児童対策地域協議会（要対協）で、情報共有にメリットを感じることもあります。しかし、要対協の中でなければ情報共有ができないというものではありません。個人情報保護法の目的外利用の規定で、真に必要な情報は得られると思います。

ただ、情報を得たときに、できるだけ本人がそのやり取りを知っていることが望ましいです。

谷川：この仕事の中で、情報は本人のものであり、最大限子どもの了解を得るべきだという考え方に触れました。そうした方がうまくいくことが多いことに気づき、自分のもう一つの仕事のやり方も変わりました。独立性を強く維持していく相談機関がある一方、そうでない相談機関もあって、子どもたちにとって選択肢があることは心強いだろうと感じます。

野村：例えば、相談すると学校に情報が伝わってしまう可能性があるとする、それがゆえに学校のことは相談しにくいということもあるかもしれません。情報を得にく

いということは、情報を得る工夫をしなければならないということで、それは良いことだとも思います。本当に必要な時だけ情報を提供してもらうことですよね。

井利：それぞれの機関で、子どもたちが見せる顔が違うこともあります。必ず情報を出さないといけないとなってしまうと、その子どもに対する包囲網のようになってしまう可能性がありますよね。自分の知らないところでいろいろ言われていると感じさせてしまう危険性があります。それを避けるために、子ども本人の了解を得ることは大切です。

野村：情報のやり取りが原則のようになってしまっているけれど、実は例外だということをも改めて確認する必要がありますよね。

5 ほっとルームの特徴

木村：野村先生は、現在中野区の子どもオンブズマンをされ、また全国各地の権利擁護機関を見ていらっしゃると思いますが、そうした中で、西東京のほっとルームの特徴的な点や課題はどういうところでしょうか。



野村：ほっとルームは良い意味で権利擁護機関のスタンダードだと思います。

相談、権利救済、普及・啓発がいずれもできています。

特に副読本とこれを使った学校との関係づくりは、他の自治体もうらやむほどだと思います。また、子どもたちの居場所でもある住吉会館に、ほっとルームがあることは大きなメリットです。ここからのアウトリーチが大切です。

課題として、他の自治体に比べて市政への子ども参加が不十分だと思います。

また、西東京市の子ども条例には、擁護委員の自己発意のみに基づいて調査ができるという規定はありませんが、相談又は申立てに基づいて適切に調査をし、制度改善につなげていくことは課題だと思います。

木村：アウトリーチは、最近特に積極的に頑張っているかな、と思います。この市政への子ども参加は、まさに今、西東京市の課題として取り組んでいるところですよ。

岡田：はい。計画にも入れ、令和6年度も頑張っていきます。

木村：間もなく5周年を迎えるわけですが、その後も、ほっとルームは、子どもたちの話を聞き、寄り添いながら共に考えるところでありたいな、と思っています。

それでは皆さん、本日はお忙しい中ありがとうございました。

第 1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員(CPT)
- 3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム



第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

年 度	月	活 動
平成 29（2017）年度	8 月	（仮称）子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8 月 下 旬 ～	西東京市子ども子育て審議会に対し、（仮称）子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、（仮称）子ども条例検討専門部会を設置。（仮称）子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11 回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30（2018）年度	6 月	子ども条例要綱について、1 か月間のパブリックコメントを実施。「（仮称）西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9 月	西東京市議会第3 回定例会に「西東京市子ども条例（案）」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10 月	「西東京市子ども条例」施行
	3 月	子ども条例リーフレット発行
令和元（2019）年度	4 月	西東京市子どもの権利擁護委員3 人を委嘱
	5 月	「西東京市子ども条例逐条解説」を作成
	8 月	西東京市子ども相談室を開設
	9 月	市内公立中学校9 校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校 325 クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（１）から（６）のとおりです。

- （１）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。
- （２）子どもの権利の侵害についての調査をすること。
必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。
- （３）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。
子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまっては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。
- （４）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。
- （５）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- （６）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。
擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。
保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 令和 5（2023）年度 西東京市子どもの権利擁護委員

氏 名	所 属 等
木村 真実	弁護士
井利 由利	公益社団法人青少年健康センター（茗荷谷クラブ）・臨床心理士・公認心理師・精神保健福祉士
谷川 由起子	八王子市学校教育部教育指導課（統括担当スクールソーシャルワーカー）・東京都特別支援教室巡回相談心理士・社会福祉士・公認心理師

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第 23 条第 1 項には、擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容を報告することが定められています。令和 5（2023）年 7 月 18 日に、令和 4（2022）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

子ども条例施行規則第 15 条第 1 項には、職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員の会議を設置することが定められています。

開催状況

令和 5 年 4 月 18 日、5 月 23 日、6 月 20 日、7 月 18 日、8 月 15 日、9 月 19 日、10 月 17 日、11 月 21 日、12 月 19 日
 令和 6 年 1 月 16 日、2 月 20 日、3 月 26 日

（計 12 回）

主な審議内容

- ・機関紙について
- ・子ども条例出張授業について
- ・市長への報告について
- ・市民講座について
- ・子どもヒアリングについて
- ・西東京市民まつりについて
- ・子ども向けアンケートについて
- ・令和 6 年度年間計画について
- ・ほっとルームレターについて
- ・相談ケースの対応について

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- （１）子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- （２）特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- （３）公的な第三者機関であること。
- （４）関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



来室した子どもたちの作品
ほっとルームの看板や折り紙など



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

- 1 令和5（2023）年度の相談状況（統計）
- 2 事例報告（相談・調整活動の実際）
- 3 調査活動の状況



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和5（2023）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況（表1・図1）

新規相談については、当年度受付分は61件で、申立て¹はありませんでした。これに、前年度から継続している相談55件を合わせて、当年度の全相談件数は116件となります。新規相談のうち関係機関等²との調整を実施したものは2件ありました。前年度の新規相談件数は82件でしたので前年度比74％となりました。

対応については、当年度新規相談（61件）への対応が543回でした。これに、前年度の継続相談（55件）への対応599回を合わせて、当年度の全対応回数は1,142回でした。前年度の全対応回数は1,160回でしたので前年度比98％となりました。

なお、「相談件数」は相談者の実数です。「対応回数」は、ほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数になります（表1）。

表1 相談件数・対応回数

全相談件数				116	件	100%	→	全対応回数				1,142	回	100%
内 訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)			61	件	53%	→	内 訳	当年度新規相談対応回数			543	回	48%
	前年度継続相談件数 (継続している申立てはなし)			55	件	47%	→		前年度継続相談対応回数			599	回	52%

注) 当年度新規相談件数には、問合せ8件・管轄外の相談1件が含まれます。

前年度の継続相談55件のうち44件が当年度で終結となり、11件が次年度へ継続となります。当年度の新規相談61件のうち、25件が当年度で終結となり、36件が次年度へ継続となります。したがって、次年度へ継続する件数は47件になりました（図1）。

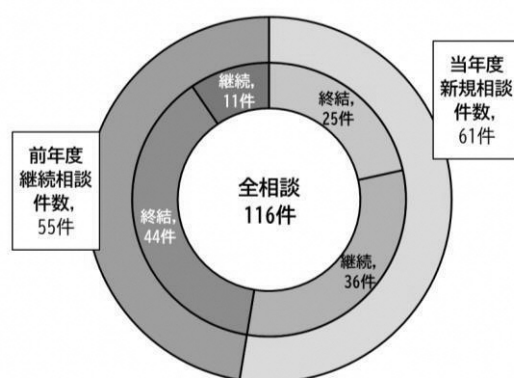


図1 相談の終結・継続件数

¹ 「申立て」とは、子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

² 「関係機関等」とは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等のことです（子ども条例施行規則第9条）。

(2) 相談内容

当年度の新規相談（61件）を、相談内容別に見ると以下のとおりでした。「大分類」では、相談内容を相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分類しています（図2-1）。「小分類」では、相談をその内容（表2）で分類しています（図2-2）。

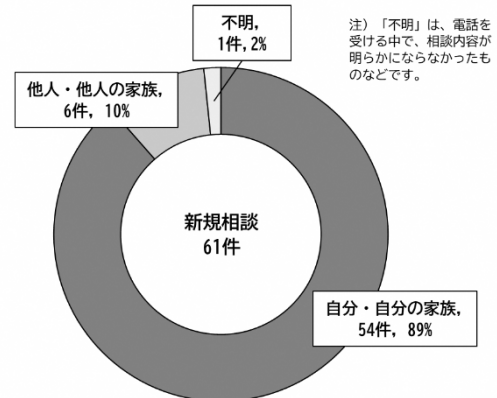


図2-1 大分類（新規相談件数）

表2 小分類

ア 大分類（図2-1）

当年度の新規相談（61件）のうち54件（89%）が「自分・自分の家族」に関する相談でした。

「他人・他人の家族」に関する相談は、福祉関係の相談機関や子どもを支援する関係機関、対象者の友達の保護者からの相談でした。

イ 小分類（図2-2）

子どもからの相談で多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」で、次に「性格・行動」に関する相談でした。他方、おとなからの相談で多かったのは、「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談でした。

前年度との比較では、子どもからの相談で、「交友関係（いじめを含む）」が減少し、前年度になかった「性格・行動」の相談がありました。おとなからの相談では、「家庭・家族（虐待を含む）」が増加し、「子育て」に関する相談が減少しました。

1	健康
2	性格・行動
3	性
4	差別
5	家庭・家族（虐待を含む）
6	子育て
7	交友関係（いじめを含む）
8	不登校
9	学習・進路
10	学校の対応
11	学校を除く育ち学ぶ施設の対応
12	行政機関の対応
13	労働
14	ネット・トラブル
15	その他
	不明

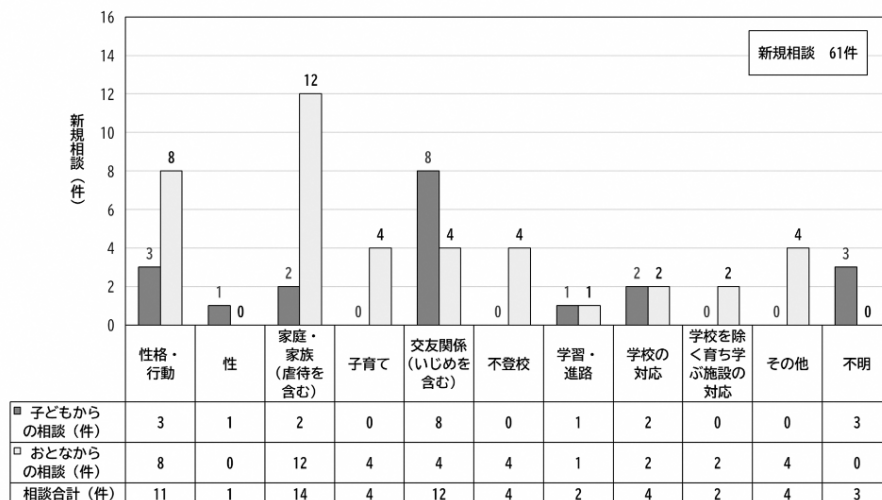


図2-2 小分類（新規相談件数）

(3) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（61 件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別、対象者の性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいる「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性（図 3）

当年度は子どもからの相談が 20 件、おとなからの相談が 41 件でした。前年度より子どもからの相談件数・割合がともに減少（31 件 38%→20 件 33%）しました。

初回相談者の属性を見ると、子どもからの相談のほとんどが本人からでしたが、兄弟姉妹からの相談もありました。おとなからの相談の多くが母親からの相談で、この傾向は前年度から変わっていません。

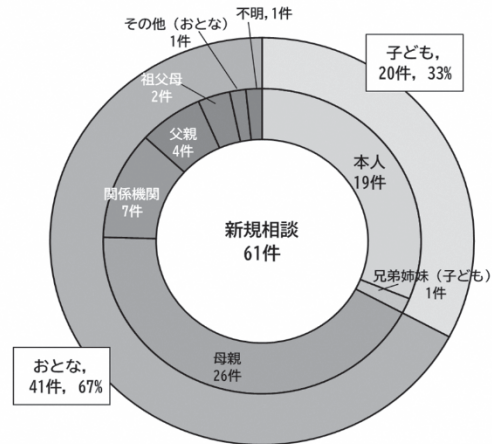


図 3 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（図 4－1・2）

初回相談者（子ども）の性別については、前年度と比較して女性からの相談が増加（48%→55%）しました（図 4－1）。

初回相談者（子ども）の所属については、前年度はなかった未就学児と高校生からの相談がありました。小学生と中学生からの相談は減少（小学生 77%→60%、中学生 23%→20%）しました（図 4－2）。

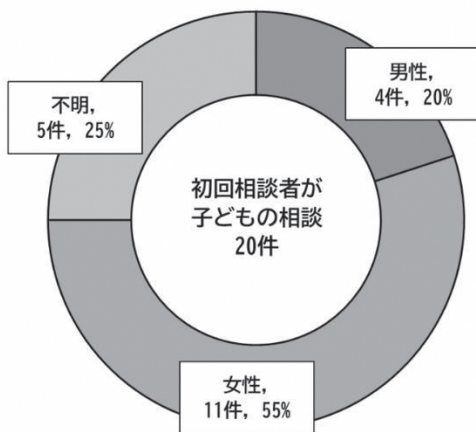


図 4－1 初回相談者（子ども）の性別
（新規相談件数）

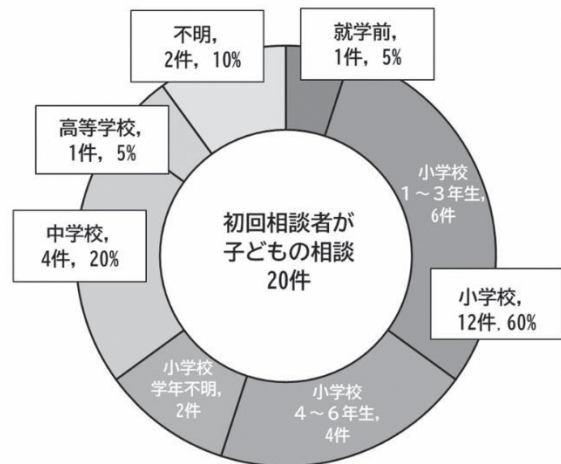
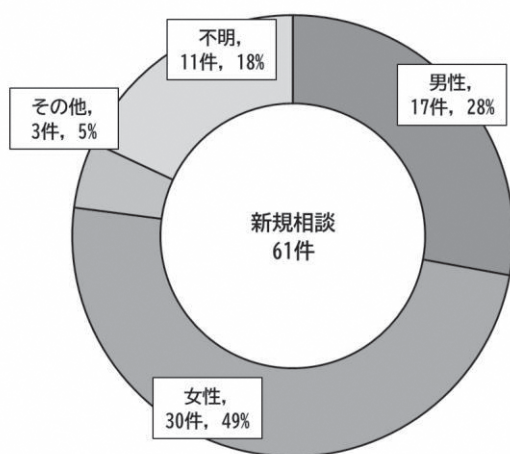


図 4－2 初回相談者（子ども）の所属
（新規相談件数）

ウ 対象者の性別及び所属（図5－1・2）

対象者の性別については、前年度と比較して大きな変化は見られませんでした（男性 30%→28%、女性 51%→49%）（図5－1）。

対象者の所属については、中学生を対象者とする相談の割合が増加（15%→21%）し、未就学児を対象者とする相談の割合が減少（16%→10%）しました（図5－2）。



注）対象者：相談の中で権利侵害を疑われる子どものこと

図5－1 対象者の性別（新規相談件数）

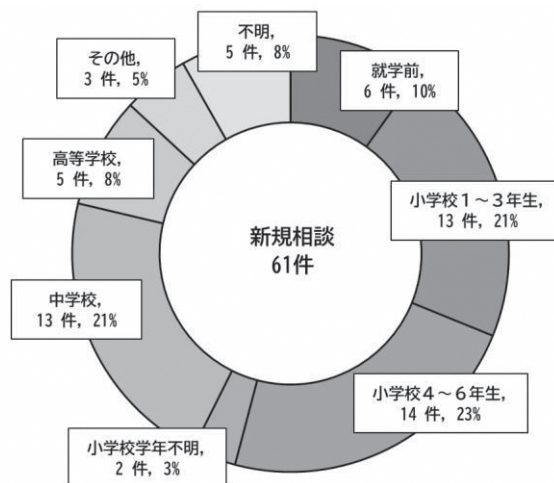


図5－2 対象者の所属（新規相談件数）

（4）初回相談方法（図6－1・2）

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム（メール）」「手紙」「ファクス」があります。当年度の新規相談61件のうち子どもからの相談20件及びおとなからの相談41件について、初回相談の方法をグラフにしました。

前年度と比べて、初回相談をメールで行う割合が高くなりました。特に子どもからの相談は、初回相談にメールを利用する割合が高くなりました（29%→35%）。

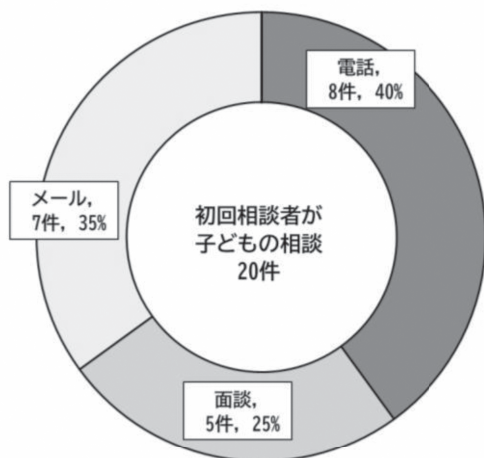


図6－1 初回相談に何を使ったか（方法）－子ども

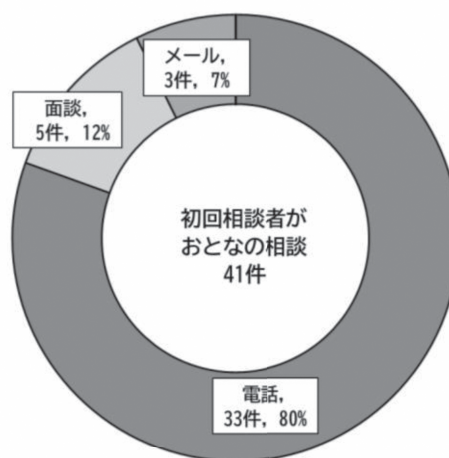


図6－2 初回相談に何を使ったか（方法）－おとな

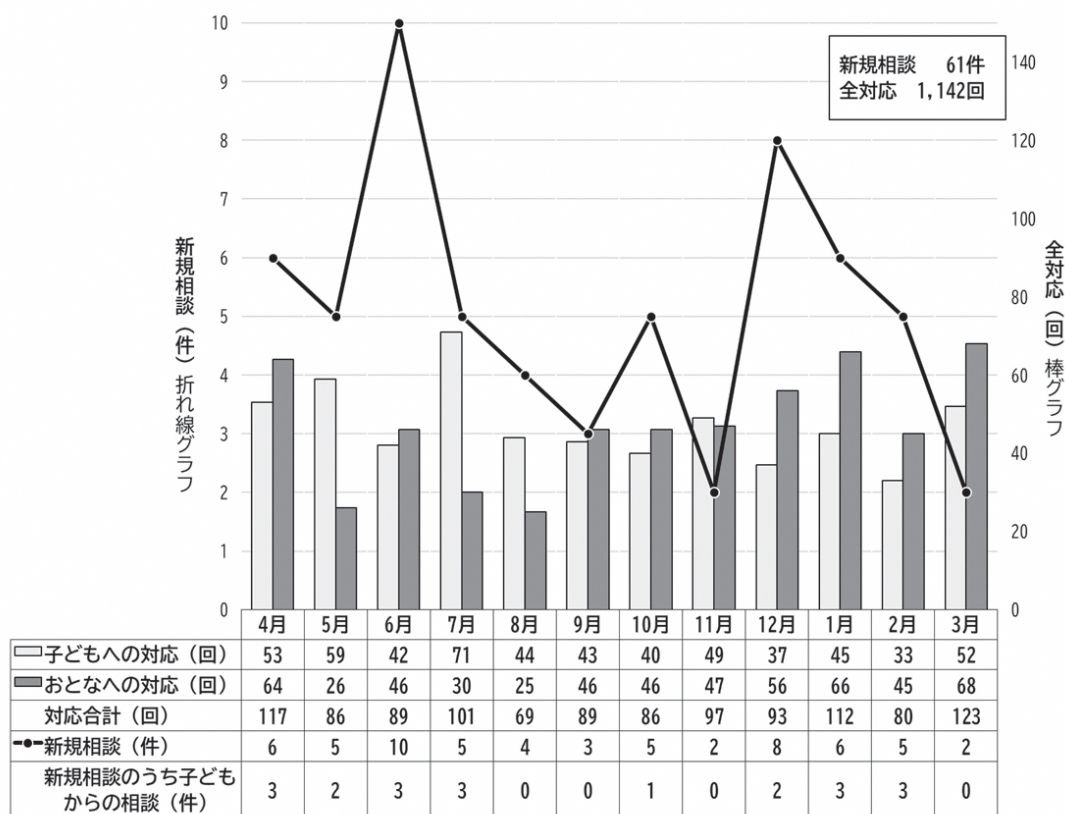
(5) 月別・曜日別

当年度の新規相談（61件）及び全対応（1,142回）を、月別・曜日別に見ると以下のとおりでした。

ア 月別（図7）

当年度、新規相談が多かったのは前年度と同じ6月と12月でした。ほっとルーム通信を発行している5月下旬と11月下旬以降に新規相談が増加する傾向がみられました。

対応回数については、100回を上回った月は、4月、7月、1月、3月でした。他の月の平均は86回でした。新規相談の増加に伴い、対応回数は増えます。また、3月は年度末で、進学、進級などの時期でもあり、継続相談の対応が増える傾向がみられました。



注）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています（5月1回、6月1回、11月1回、1月1回、2月2回、3月3回）。

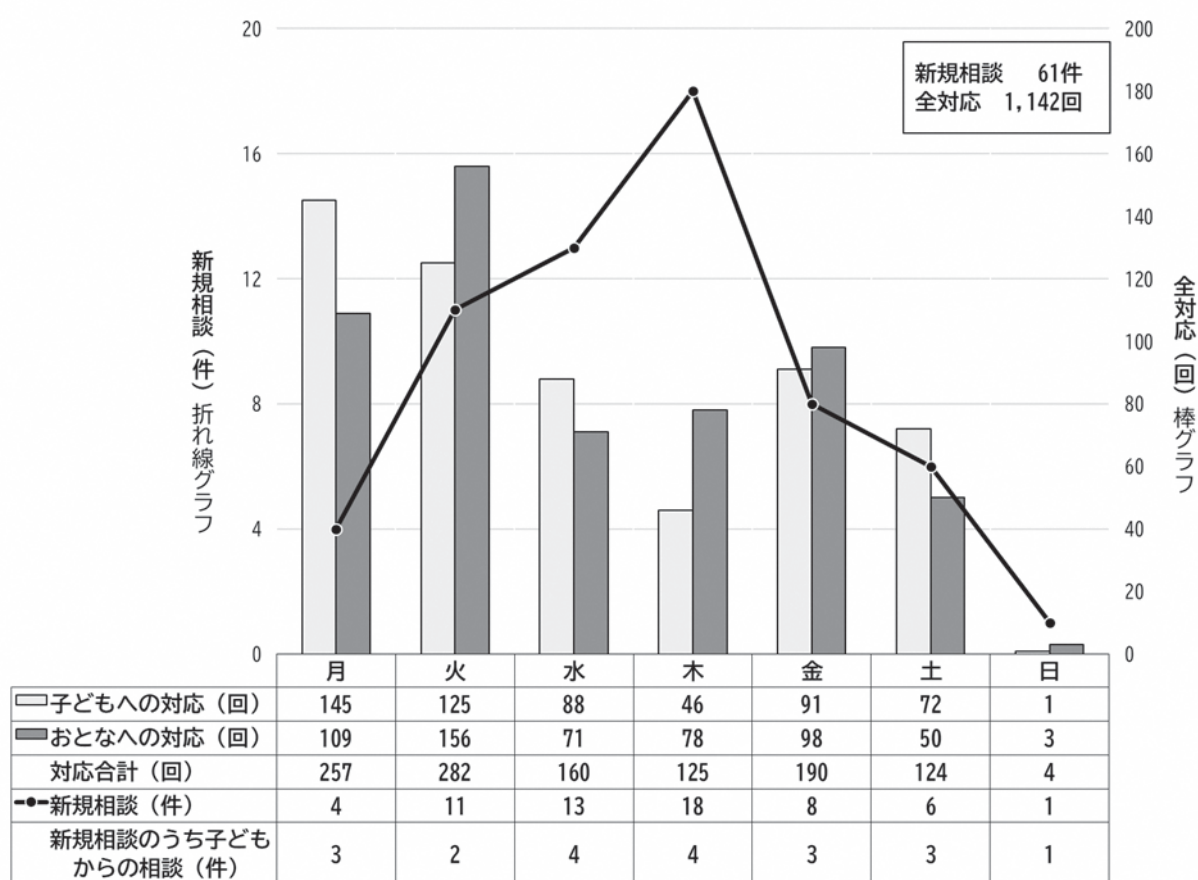
図7 月別（新規相談件数・対応回数）

イ 曜日別（図8）

当年度、新規相談件数の多かった曜日は木曜日でした。

当年度、対応回数は月曜日と火曜日が多く木曜日と土曜日がやや少ないという結果となりました。特に、子どもへの対応回数は、月曜日の対応が増加しました。

継続相談では、定期的に面談に応じるケースがあり、相談者、擁護委員、専門員のスケジュールを調整することから、曜日に偏りがみられます。



注）日曜日は閉室しており、新規相談及び対応は相談メールの受信のみです。

注）対応合計（回）には、不明者への対応が含まれています。（月：3回、火：1回、水：1回、木：1回、金：1回、土：2回）。

図8 曜日別（新規相談件数・対応回数）

年度比較表(小分類別・新規相談件数)

		性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係 (いじめを含む)	不登校	学習・ 進路	学校の 対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応
2021	件数	3件	0件	18件	12件	21件	3件	2件	6件	3件
	割合	4%	—	23%	16%	27%	4%	3%	8%	4%
2022	件数	9件	3件	12件	11件	25件	4件	2件	8件	1件
	割合	11%	4%	15%	13%	30%	5%	2%	10%	1%
2023	件数	11件	1件	14件	4件	12件	4件	2件	4件	2件
	割合	18%	2%	23%	7%	20%	7%	3%	7%	3%

※2021年度から2023年度を通じて年間の相談件数が1件以下の小分類は省略しています。

年度比較表(小分類別・子どもからの新規相談件数)

		性格・行動	性	家庭・家族 (虐待を含む)	子育て	交友関係 (いじめを含む)	不登校	学習・ 進路	学校の 対応	学校を除く 育ち学ぶ 施設の対応
2021	件数	2件	0件	8件	0件	11件	0件	1件	2件	0件
	割合	7%	—	30%	—	41%	—	4%	7%	—
2022	件数	0件	2件	5件	0件	20件	0件	0件	3件	1件
	割合	—	6%	16%	—	65%	—	—	10%	3%
2023	件数	3件	1件	2件	0件	8件	0件	1件	2件	0件
	割合	15%	5%	10%	—	40%	—	5%	10%	—

年度比較表(月別)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
子ども 新規相談	2021年度	1件	6件	3件	0件	1件	1件	1件	1件	8件	2件	2件	1件	27件
	2022年度	0件	2件	5件	1件	0件	2件	3件	3件	9件	2件	3件	1件	31件
	2023年度	3件	2件	3件	3件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	3件	0件	20件
	対応回数	29回	46回	45回	15回	37回	43回	29回	40回	52回	41回	67回	63回	507回
	2022年度	52回	22回	57回	36回	60回	60回	61回	62回	109回	51回	52回	85回	707回
	2023年度	53回	59回	42回	71回	44回	43回	40回	49回	37回	45回	33回	52回	568回
	2021年度	5件	6件	3件	3件	5件	5件	1件	5件	12件	2件	1件	1件	49件
	2022年度	3件	3件	4件	4件	2件	6件	3件	5件	6件	6件	3件	5件	50件
	2023年度	3件	3件	7件	2件	4件	3件	4件	2件	6件	3件	2件	2件	41件
おとな 新規相談	2021年度	32回	42回	42回	11回	24回	31回	24回	30回	73回	68回	89回	101回	567回
	2022年度	55回	30回	38回	24回	24回	41回	51回	49回	38回	30回	29回	35回	444回
	2023年度	64回	26回	46回	30回	25回	46回	46回	47回	56回	66回	45回	68回	565回
	2021年度	3件	5件	3件	3件	8件	3件	2件	27件					

年度比較表(曜日別)

		月	火	水	木	金	土	日	計
子ども 新規相談	2021年度	3件	5件	3件	3件	8件	3件	2件	27件
	2022年度	6件	4件	5件	4件	7件	5件	0件	31件
	2023年度	3件	2件	4件	4件	3件	3件	1件	20件
	2021年度	79回	85回	111回	40回	108回	74回	10回	507回
	2022年度	104回	111回	197回	55回	122回	116回	2回	707回
	2023年度	145回	125回	88回	46回	91回	72回	1回	568回
おとな 新規相談	2021年度	8件	10件	7件	7件	9件	8件	0件	49件
	2022年度	13件	9件	10件	10件	4件	3件	1件	50件
	2023年度	1件	9件	9件	14件	5件	3件	0件	41件
	2021年度	120回	125回	77回	87回	80回	78回	0回	567回
	2022年度	71回	85回	86回	53回	86回	60回	3回	444回
	2023年度	109回	156回	71回	78回	98回	50回	3回	565回

(6) 相談状況の考察

新規相談は前年度に比べやや減少しています。(前年度 82 件→当年度 61 件)
その中で、子どもからの相談(20 件 33%)に比べ、おとなからの相談(41 件 67%)が多くなっています。おとなからの相談の中には、育ち学ぶ施設からの相談や、実際に出向いて調整した相談がありました。また関係機関と連携したケースもありました。

新規相談の件数は前年度よりやや減少しています。その理由として、気軽に相談できるライン相談など、相談窓口の広がりが考えられます。

一方、対応回数は、横ばいでした。ほっとルームでは、子どもからの相談でも、おとなからの相談でも、できるだけ話し合っ、相談者の方々のペースや方法に合わせて対応をし、1つのケースに対して、継続して伴走する、関係機関に丁寧につながる等が多くなっていることが理由として挙げられます。

相談内容について、子どもからの相談では、開室当初から、一番多いのは「交友関係(いじめを含む)」に関する相談です。「性格・行動」等、自身の内面に関する相談がありました。また、少数ではありますが、「性」に関する新規相談もあり、それに関する相談をしてもいい、という社会情勢が感じ取れます。

おとなからの相談は、「家庭・家族(虐待を含む)」に関する相談が大きく増加しました。家族成員の関係性に関する問題や虐待についての関心は高まっている印象を受けました。

子ども条例を基本として、一人ひとりの基本的人権を大切にすること、市民の中で子どもの権利ということが身近なものになりつつあるのを感じています。

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

【はじめに】

ほっとルームでは、西東京市子ども条例に則り、「子どもの最善の利益」を守ること、「子どもの意見表明」に留意していくこと、遊べて相談もできる居場所の具現化に取り組み、その一端を相談事例として報告してきました。子どもたちは、家でも学校でも言えないことがたくさんあります。そうした子ども本人の声をまずは「聴く」ことを基盤としながらも、他機関や多職種の方々との連携は必要です。ほっとルームは、子どもの権利擁護機関としての独立性を持ちますが、そのことは、連携と抵触するものではないと考えています。より良い連携とは何かを事例を通して考えていきたいと思います。

プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成した架空の事例です。

【相談の事例】

事例 1 ゆるやかな見守りの環境を作るために

小学校5年生の男児の母から電話で相談があった。

前年から子どもは中学受験のために塾に通い始めた。当初は母が勉強を見ていたが成績が伸びず、父が教えるようになった。父が家に居ない時間の勉強スケジュールが厳しく決められるようになった。また、問題を間違えると、「もう一回やらせるぞ」「なんでこんなものできないんだ」と、言葉が強くなることがあった。子どもが限界になって「やだ！もうやりたくない！」と父に言うと、「金払ってんだぞ。どうするんだ」「将来だめになるぞ」と言われて、父と勉強することに怖さを感じはじめている。母としては、「父親が教育熱心なのは分かるが、言い過ぎではないかと心配している」と話した。専門員から、子ども本人とお話しさせてもらえるかを尋ねて、本人に電話を代わってもらった。子ども本人も「勉強するのは嫌いじゃない。けど、怒られるのは嫌だ」「勉強のときに怒らないでほしい」と言う。

専門員は母と本人の話を聴く中で、子ども家庭支援センターへ相談することも選択肢として提示したが、母親は、しばし考えた後に「今は、そこまでではないと思う」とやんわりと拒否。でも、「話したことでだいぶすっきりしました」と明るい声であった。父親の状況は虐待まではいかず、通報の必要はないであろうと判断したが、子ども家庭支援センターは虐待だけではなく、こうした子育てにおける心配事にも対応してくれるところであることを説明し、お電話があったことは伝えていいかと話すと、「はい。お願いします」と了解が取れた。

その後、子ども家庭支援センターに情報提供している。学校では必要に応じて、スクールカウンセラーも活用し、子ども本人の様子を丁寧に見守っていく方針となった。

事例 2 相談者の迷いを共有してもらい、一緒に考える

小学校2年生の女児の母から電話で相談があった。

子どもが通っている習い事の先生が、生徒の体をくすぐるなど、ふざけるようなコミュニケーションがあり、本人が戸惑って、母にそのことを話した。母としても心配であるとの訴えがあった。母は当初、どこに相談すればいいのか分からなかったが、学校で配られていたほっとルームのカードを見て電話してみたとのことだった。

本人は先生のことが好きで、習い事には楽しく通っており、これからも通いたいと言っていたようだった。母も、本人のその気持ちを大切にしたいと考えていた。先生の生徒とのコミュニケーションの方法を責める気持ちはなく、ただ、本人のように戸惑いを感じる子どももいることを知ってもらい、配慮してもらえたらとのことだった。しかし、母自身から習い事の先生に連絡をすると、もしかしたら、本人に対する先生の対応が変わってしまうのではないかという不安があるようだった。

専門員からは、ほっとルームに本人の気持ちを代弁する機能があることを伝えて、匿名で習い事の先生にお伝えすることも選択肢の一つとして提案した。しかし、仮に匿名で伝えたとしても犯人探しが始まってしまうのではないかと、という懸念があって、やはり迷っているようだった。母の思いや迷いを共有し、どのように伝えることが本人の気持ちに最も適うのかについて、母も本人と相談してみることもなった。専門員からも、ほっとルームでも検討してみてもよいだろうかと伝えて、初回の相談を終えた。その後、擁護委員と専門員とで検討し、その結果を擁護委員から母に共有して意見を聞き、具体的にどのように伝えるのが良いかについての方針がまとまった。

後日、擁護委員と専門員とで先方を訪問した。子どもの権利擁護委員の役割を説明し、本人は先生が好きで、習い事にこれからも通い続けたいと思っていること、本人の気持ちを守るために、配慮をお願いしたい点があることを伝えた。互いに、子どものことを思い、子どものために同じ方向を見ている、先生も子どもにとってどのような関わりが良いのかについて悩みながら指導していることが確認できたため、相談者の訴えを匿名で伝えた。

擁護委員の訪問から1か月ほどして、再び母に連絡し、「気になるコミュニケーションについては、その後はなくなったと聞きました」「本人は今も楽しく通っています」とのことで、終結となった。

事例 3 相談者のご家庭全体に程よいゆとりを作るために

自身が精神疾患を持つ、ひとり親家庭で、保育園に通う男児との関わりが難しいとの母親からの相談があった。

実家が近いので、母親と男児は、母親の実母（祖母）に世話をしてもらっているが、実家には、障害のある家族も同居しているため、祖母の負担が増大していることも気に掛けていた。家庭の状況はとても厳しく、このままでは、母親も祖母も共倒れになるのではないかと考えられた。相談者の主訴を、どのように整理し、どのような支援先が最善なのかを

考え、支援先の情報を提供するだけでなく、どのような形でつないでいくか、も大事な支援になる。

専門員から、子育て支援ショートステイやファミリー・サポート・センター、有償家事援助あいあいサービスなど、利用できるサポートの情報を提供した。子育て支援ショートステイの利用に関して、母親は「子どもは行きたくないと言っている」と悩んでいた。「子どもが嫌がることを無理強いしたくない」という母親の気持ちを最優先に考え、ほっとルームでは、男児と遊んだり、祖母とも面談するなどを通して、本人世帯全体の状況を聞き取りながら、母親と一緒に模索していった。そのような中で、母親の了解が得られたので、子ども家庭支援センターと連携した。子ども家庭支援センターとほっとルームで、情報共有する度に担当者間で役割を確認し合いながら進めることができた。

最も心を配ったのは、担当者の見立てを共通認識にして、支援のあり方を考える、ということであった。子育て支援ショートステイ利用に向けて、男児、母親、祖母が施設を見学することを提案したところ、希望があったので、子ども家庭支援センター職員から施設見学の日程調整をしてもらった。当日は、男児、母親、祖母が見学、専門員も同行した。男児は、遊具に夢中になり、対応してくれた職員とも楽し気なやりとりがあった。施設を気にいった様子の男児に、母親も祖母も安心することができた。母子にとって、程よい自立に向けて家族が動き始めている。

事例 4 気持ちを表現するのが苦手な子どもを「まんなか」に支援する

小学校5年生の児童。週2日ほど不登校になり、何もやりたくないと言欲が落ちている。どうすればよいかとの相談が母親からあった。

本人と面談するも、当初は言葉が少なく、悩んでいること等具体的な相談には至らなかった。そのため、専門員は本人の好きなマンガの話などをして、本人との関係性の構築を心掛けていた。そんな中本人より、学校で傷ついた経験が語られるようになる。同級生たちとの関係性や、本人のなりたい理想像と周囲に合わせる生活とのギャップ、家庭の生活状況などが複合的に絡み合う中で、疲れてしまい、気力、体力がなくなっているように見受けられた。母親は海外から来たため、日本語が不得手であり、教育相談につながることに難しかった。また母親、担任の先生、本人の三者間で見立てが異なるのも、解決を困難にしている要因の一つであると思われた。母親は本人のメンタルの問題だと捉え、担任は家庭内の状況に起因するものだと考えていたように思われた。

ほっとルームでは面談を行う際に、本人と母親を分けて面談を行い、母親の視点から見た本人の様子や母親自身の悩みにも向き合った。また学校での様子を聞くために擁護委員が学校へ伺い、担任の先生に本人が苦しんでいることや、本人の希望を伝えた。本人に対し選択肢の一つとしてスキップ教室（適応指導教室）の利用を提案し、利用に向けたサポートをほっとルームが行うこととした。ただ、スキップ教室の利用については、本人の意思が確認できていない。おそらく本人もどうしていいのか、どうしたいのか、スキップ教室がどういうところなのかも分からない状態であると思われた。

こうした子どもたちに対して、こちらの支援を押し付けることは「子ども本位」ではなく、「支援者（おとな）本位」となる。現に学校生活で苦しみながらも、我慢しながら通っている本人に対し、学校復帰を念頭に置いて対応をするのは困難があるように感じられる。ゆとりをもって、本人の自主性に任せた過ごし方を見つけられると良いのではと感じている。おとなが不安になっていたら、子も申し訳なさを感じることもあるだろう。本人の意向を第一とし、でも時には背中を押すことも大切であろう。そのタイミングを見て、適切に関わることが重要である。

専門員という第三者が入ることで、家庭内でのコミュニケーションが増えてきた。母親、学校担任とともに、本人の持つ選択肢を増やししながら、継続的に支援を続けている。

【まとめ】

本報告の相談事例は、他機関と関係をつなぎつつ伴走していくことを目指す中で、“よりよい連携”について検討してきたものです。以下にケースから私たちが学んだことを述べます。

ここでいうリファーマーとは、関係機関に橋渡しをすることです。連携はリファーマーとは違い、行ったり来たりしながら、他機関との関係をつなぎつつ、伴走していく支援となります。

事例1は、どこに行ったらよいか分からず、支援の谷間に落ちてしまいそうな方を、他機関の支援の在り方ややってくれることを明示しながら丁寧につなぎました。「教育虐待」という言葉も昨今クローズアップされていますが、そうした認識がまだ広まらず、子どもたちの人権が侵害されている恐れもあります。専門員は、そうしたことも踏まえながら関わりました。特に子ども家庭支援センターや児童発達支援センターひいらぎ、のどか広場（子育てひろば）、男女平等推進センター パリテは同じ建物の中にあり、専門員が一緒に行ったり来たりできる利点があります。相談者の話をまずはじっくりと聞きながら、他機関との顔の見える関係を基盤として丁寧にゆっくりとつなぐことが大切だと思います。

事例2は、リファーマーをしていないケースです。ほっとルームには、こうしたどこに相談していいか分からない、誰が請け負ってくれるのか分からなくて迷いながら電話をしてくる相談があります。ほっとルームは、こうした相談を受け止め、できる限り子どもの権利擁護委員も一緒に動いて調整を図ります。このケースは「調整」したケースですが、対象が、習い事の先生であったり、時に、庁内関係機関であったりリファーマーがしにくいケースの一例として提示しました。制度に谷間があり、相談者からするとどこに相談しても駄目だったという印象を持たれないようにしていかなければなりません。制度に谷間があることを教えてくれるのは、いつも相談者です。私たちは、そのことを意識しながら、リファーマーしていくことが大切です。そして谷間を作らないことを目指していきたいと思います。

事例3は、連携したケースです。必ず、本人(この場合は世帯全体を見る必要がありました)をまんなか(本人のいないところで、勝手に話を進めないことを心して関わりました)。

家族成員の想いはそれぞれですが、それぞれがより良く生きていくために私たちにできることは何かを考えていきました。子どもが子育て支援ショートステイを利用したからと言って解決したわけではなく、ご家族にとって、これからも支援が必要となるでしょう。子どもの成長を見守りながら子ども「まんなか」でやっていくには、福祉、医療、学校のスクラムを組んだ支援が必要となるでしょう。いかに「まんなか」に置いて連携できるかが、より良い連携につながるものだと思います。

事例4は、本人の意向がまだ明確になっていないので、学校、母親、スキップ教室と、今後タイミングを見ながら連携をしていくことになるケースとして取り上げました。本人と本人が関わる人たちの中で、本人に対する立場がそれぞれ異なり、見方が違うことはよくあります。学校で見せる顔とスキップ教室で見せる顔、専門員に見せる顔は違っているでしょう。連携をしていく中で、それぞれが本人の問題点をあげつらうのではなく、良いところを見つけていきたいです。時に、全然違う子どもの姿は、それぞれの場が持つ良さに通じます。それぞれの場の持つ良さを失わない事、その場をどう生かすかを考えていけるよう連携していきたいと思います。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

- (1) CPTによる出張授業
- (2) 大学生とのコラボ事業
- (3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルーム
アンケート集計結果
- (4) 副読本を活用した授業アンケート集計結果

2 おとなへの広報

- (1) 子ども条例市民講座
- (2) 保護者、支援者向けの研修



第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

(1) CPTによる出張授業

ほっとルームでは、CPTによる出張授業を実施しています。令和5年度は、出張授業に加え、給食の時間の放送でほっとルームに関するクイズを出し、皆さんにほっとルームについて知ってもらう機会をいただいた学校もあります。全校朝会でお話しさせていただいた学校もありました。聞いてくださった皆さん、先生方、ありがとうございました。

【出張授業で大切にしていること】

- ア 西東京市子ども条例や子ども相談室について話を聞いた子どもが、今は自分には関係ないと思っていても、頭の隅で覚えていてくれること。西東京市子ども条例が子どもにとって「お守り」のような存在だと伝わること。
- イ 出張授業自体が安全性の高い授業であること。出張授業で子どもの権利や多様性、いじめ等について学び、意見を交わしたり、発表したりすることで、傷ついたり、不快に感じたりする子どもがいないように、慎重に授業をすること。
- ウ 子どもにとって、実際の暮らしとつながる学習であること。「自分とは遠い世界の何か」ではなく、自分の生活が「権利の連続」であり、それは自分も周囲も平等で、誰の権利も脅かされてはいけなく感じられること。
- エ 聞くだけでなく、グループワークの時間を使って、相互に・主体的に学べること。

【出張授業の準備】

学校から出張授業の申込みや問合せが入ると、授業日時の調整をした後、担当するCPTとの事前打合せを、授業の2週間前を目安に、主にオンラインでお願いしています。

事前打合せでは、クラス数、クラスの人数、授業のめあてやねらい、既に学習した内容等を確認し、内容を検討します。CPTから示した授業案を基に、先生方のご意見を聞きながら決めていきます。特別支援学級が設置されている学校については、より踏み込んで検討する必要があると考えています。オンラインの打合せができる仕組みが整ったことで、機動力が上がったと感じています。オンラインでお話した先生方に、授業当日に直接お会いできるのも楽しみです。

日程の関係で、各クラスでの授業ではなく、クラス合同で授業をすることがあります。教室ではなく体育館等で実施することになるため、グループワークのテーマやまとめ方を工夫します。子どもたちは体育館等での活動に慣れているので、多少の工夫があれば授業は進行できます。いじめについての授業では、よりきめ細やかに子どもたちの様子を見る必要があると考え、クラス単位での授業をお願いしています。

【出張授業の例】

ア 副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を使用した授業

対象 小学6年生各クラス

(日程の都合でクラス合同になることもあります。)

内容 ・ 子どもの権利と子どもの権利条約
・ 西東京市子ども条例

A 西東京市子ども条例について学ぶ

B 権利について学ぶ

C いじめについて学ぶ



副読本



東小学校:授業の様子



芝久保小学校:授業の様子



保谷第二小学校:授業の様子



田無小学校:グループワークの様子



芝久保小学校:グループワークの様子

イ 道徳授業地区公開講座

対象（例） 5年生全クラスと
全学年の保護者

内容（例） 西東京市子ども条例
について



住吉小学校



東小学校



東小学校

ウ 中学生対象の授業

対象（例） 中学全校生徒

内容（例） セーフティ教室



田無第四中学校

【給食時間の放送】

ほっとルームについて、3問のクイズを出しています。学校のご協力で、給食を食べ始めた頃の時間をいただいていることから、皆さん、きっと聞いてくれているのではないかと思います。放送室の配置によっては、大きな声で答えを言っている声が廊下から聞こえることがあり、うれしくなります。放送室から出た後に、廊下で「さっき放送していた人？」と声を掛けてくれる子もいます。とても楽しい時間です。出張授業は6年生を対象とすることが多いため、全学年の子どもたちにほっとルームのことを伝える手段として、給食時間の放送の機会を増やしていきたいと考えています。



東伏見小学校:校内放送の様子



本町小学校:校内放送の様子

【子どもたちの感想】（できるだけ子どもたちが書いたまゝを掲載しています。）

① いじめについての授業

- ・ もっと周りに流されないでほしい。流されるといじめの回転・ループが始まる。いちどのみこまれると、出にくくなる。ときには、それで恐怖が生まれる。だからもっと自立したい。被害者のそばにいる。
- ・ 太郎君のあのプリントが、みんな自分が太郎くんのクラスだったらなぐさめるとか、どんまいというとか、やってましたけど、気持ちと言葉が一致しないときもあっていいとはいいますが、そうするとただやさしく見せてるだけ、なんか偽善って感じともなるから、いちばんは「だまってる」じゃないですか？
- ・ 感想の1つは、いじめの定義どこからどこまで？1人にちょっと文句言ったらいじめ？そんなのメンタルの問題じゃない？自分は最初、太郎にやってること、いじめじゃないと思ってたけど、みんながいじめに手を上げてたからおれもそうした。おれが太郎だったら、別に気にせず、てきとうに流す。
- ・ 自分は、いじめられたりするのがかっこ悪くて、もしいじめられたら親には言いたくないなと思っていました。でも、今日の授業で学び、いじめられていたとき、相談したほうが解決に導いてくれるのだという事がわかりました。そして、人が誰かをいじめるのは、自分の辛さを忘れようとするためということもまた、学びました。誰かをいじめる人には誰かをいじめて快樂を得るのではなく、自分を成長させてほしいなと考えました。
- ・ 私は今回の学習で、自分を一番大切にすることを学びました。お友達も大切ですが、自分がしたことは自分が一番分かっているんで誰も信じてくれなくても自分は正しいことをしたと思えば正しいし、だめなことだと思ったら自ら謝るということをしちんとしようと思いました。
- ・ 相手が傷ついてしまったかは、目で見て分からないから難しいと思った。目で見て分からないからこそ、被害者が傷ついたふりなんてしたら、簡単に関係のない人が犯人になるとも思った。傷つくか傷つかないかは人それぞれなので、実は傷ついてたなんてことがあったらめんどくさいなと思う。

- ・ いじめで亡くなっている子がいるのは知っていたけど数字であらためて見ると、亡くなっている子が多かった。私も外では「好き」とか「きれい」とかつたえるのがにがてで、つたえるのがむずかしい時があります。この4コママンガでも、思ったことは「いじめ」ですが、りょうたくんたちみたいに、心の中ではなんで、りっこうほしたんだよとか思ってしまうので、そうゆうのをなくしたいと思います。

② 権利・条例についての授業

- ・ 子どもにやさしい世界になるのが楽しみ。だけど子どもだけに親切するのではなく大人にもやさしい世界になってほしい。子どものために色んなルールがあるんだなぁと思った。学校に今入れるのもこのルールのおかげなんだなぁと思いました。色んなことを教えてくださり、ありがとうございました。
- ・ いじめや虐待に目を向けて、条例やほっとルームをつくった西東京市、ちょっとやるなと思いました。気軽に相談できるところがあるというのは、いじめを受けている人にとって、心の支えになっているんだろうなと思いました。私もいつか助けを求めている人の支えになれたらいいなと思いました。
- ・ 子どもだけでなく、大人も社会にでて、失敗して成長していくものなので失敗したらクビになるのではなく失敗したら自分ではんせいして成長できるような社会を創りたいなと思いました。
- ・ 子どものために条例を考えてくれたのがうれしいです。こんな事は今まで全然知りませんでした。ルピナスもできて良かったと思いました。他の3つは分かるけど、参加する権利も子どもにあるなんて知らなかったし、思わなかったけどもし子どもが裁判や国会の会議などに出ていたらおもしろそうだなと思いました。私は「わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。」が一番いいなと思いました。理由は問題とかで間違っちゃたら、恥ずかしいと思うけど、成長できるようにしてくれたのがうれしかったです。
- ・ 子どもは社会的弱者であり大人の意見に左右され自由に生きれず、自殺やひぼうちゅうしょうなどがおこりやすい中で国や地域、市区町村で子どもを守るためにいろいろと工夫をしていることが分かり、それを行う国はひとにぎりしかないということが分かり日本にうまれてきて本当によかったなと思った。

【まとめ】

授業後に提出してもらう感想には、子どもたちの真剣で率直な考えが詰まっています。休み時間になってもなお書き続けて、慌てて持ってきてくれる子もいます。私たちは全ての子が書き終わるまで教室で待っていますが、感想を書き続ける子を誰かが茶化したりする場面は見たことがありません。子どもたちが鉛筆を握りしめて書いてくれた感想を、次の授業に生かしたいと考えてもなかなかうまくいきませんが、努力していきたいです。

(2) 大学生とのコラボ事業

ア 東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科小野道子准教授・学生の皆さんとのコラボ事業

ほっとルーム通信 子ども条例特集号（以下「特集号」といいます。）は、子ども条例を小学生にも分かりやすい内容とすることを目標として作成しています。当年度は、特集号を発行したほか、小学校低学年向け、中高生向け、さらに高校生からおとな向けに、「西東京市子ども条例」について分かりやすく親しみやすいパンフレットを作成し西東京市 Web のキッズページに掲載しました。見やすく、目を引く特集号とパンフレット作成のために、世代の近い学生の感性で取り組んでもらおうと、小野道子准教授の「児童福祉論 A/児童・家庭福祉」の履修生の皆さんに作成に携わっていただきました。そのためにまず、子どもの権利擁護委員による講義を授業の中で行いました。擁護委員の職業としての専門分野と自己紹介、西東京市子ども条例の内容とその特徴、そこに込められたメッセージ、子どもの相談・救済のための子どもの権利擁護委員制度、子ども相談室 ほっとルーム、そして子どもの権利の普及啓発のために行っている擁護委員による小・中学校へ出張授業についてお話ししました。学生はとても熱心に聴講し、その後、授業の中でグループに分かれて原案を作成しました。どれもとても力作で、甲乙付け難いものができました。特集号のデザインを決める過程では、複数の案を作成し、9月に出張授業で伺った小学校4校で 400 人以上の子どもにアンケートに協力してもらいました。中高生向けパンフレットは、完成した3つのパンフレットの中でどのパンフレットが一番良いと思うか、どんなところが良いと思うかを、西東京市民まつりに来場した子どもたちにアンケートをしました。アンケート結果はキッズページに掲載しています。今後もより多くの子どもたちに、子ども条例を理解してもらえよう、普及啓発を行っていきます。



イ 武蔵野大学アントレプレナーシップ学部アントレプレナーシップ学科高松宏弥准教授・ゼミの学生の皆さんとのコラボ事業

武蔵野大学アントレプレナーシップ学部の高松宏弥准教授とゼミ生の皆さんがほっとルームの活動に協力してくださいました。武蔵野大学の武蔵野キャンパスは柳沢小学校や保谷第二小学校、柳沢中学校のすぐ近くにあります。

「ほっとルーム通信」をテーマとしたヒアリングや、市民まつりでの「西東京市ですきなばしょってどんなところ？」企画で、活躍していただきました。

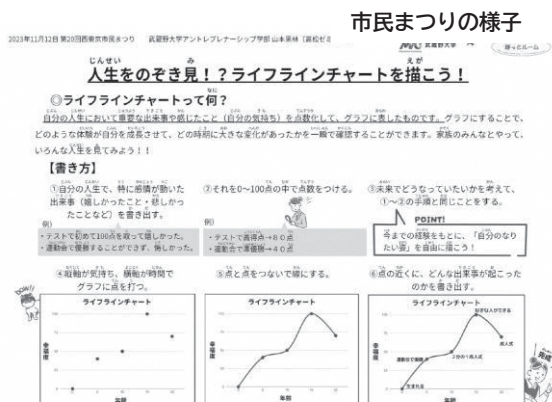
夏休みに行った「ほっとルーム通信」に関するヒアリングでは、通信を見たことがあるか、どんなことが載っていたらうれしいか、ほっとルーム通信の制作に参加したいと思うか、自分ならどんなことを載せるか等を、児童館等を利用している子どもたちに聞きました。おとなよりも大学生に聞かれた方が子どもたちは話しやすく、意見も出しやすいように見えました。興味深い意見をたくさん聞くことができました。

市民まつりでは、たくさん子どもたちが、西東京市の大きな地図のパネル上で「すきなばしょ」にシールを貼って、その理由を紙に書いてくれました。子どもたちが「その場所が好きな理由」を話すのを聞きながら、大学生が「自分も小さい時はそういうところでよく遊んだよ」「西東京市にはたくさんステキなところがあってうらやましいな」等と声を掛け、話が弾んでいました。並行して、ゼミ生の皆さんは「ライフラインチャート」の企画も持ち込んでくださいました。ライフラインチャートとは、自分の経験を図を使って表し、自分のことを客観的に振り返るツールです。残念ながら、市民まつりのテントの中ではライフラインチャートを書いてもらうことができなかったのですが、資料を持ち帰って自宅で試してみた人も多かったのではないかと思います。市民まつりの様子は、キッズページに掲載しています。

学生さんらしい新しくみずみずしい発想と行動力で、これからもほっとルームの活動を発展させてくださると期待しています。



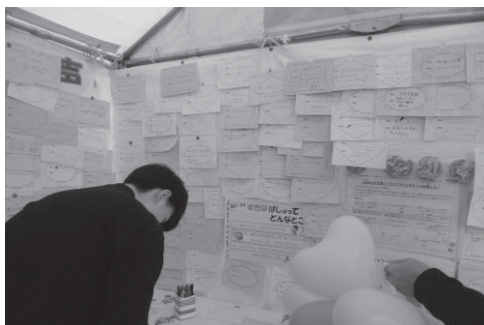
市民まつり



ライフラインチャート



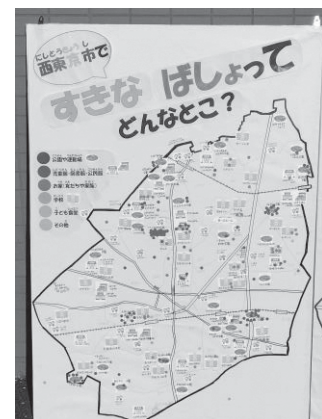
協力していただいた大学の髙松先生とゼミ生



子どもの意見でいっぱいになったテントの中



ヒアリングの様子



西東京市の「すきなばしょ」の地図

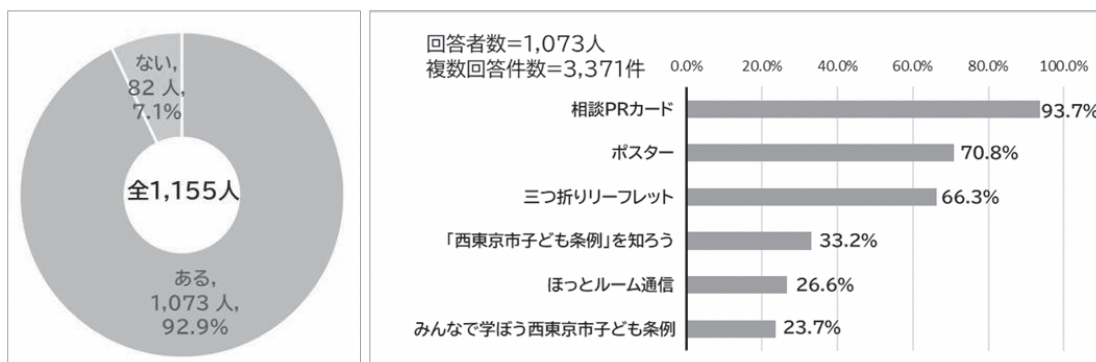
(3) 子ども条例・子ども相談室 ほっとルームアンケート集計結果

本アンケートは市立中学校1年生の生徒を対象に、西東京市子ども条例及び西東京市子ども相談室 ほっとルームの認知度等を把握し、その結果を基に普及啓発における課題を整理し、取組に反映するために実施しました。アンケート実施期間は、令和6年1月12日から令和6年1月31日までです。当年度の集計結果は以下のとおりです。回答者数は、1,155人でした。

※その設問における回答者の数を「回答者数（人）」、各質問において複数回答ができるものについては「複数回答件数（件）」としています。

質問 ほっとルームの6つの啓発品の中で、見たことがあるものはありますか。

「ある」という回答が9割を超えています。6つの啓発品の中で「相談PRカード」の認知度が最も高く、回答者の9割以上が見たことがあると回答しています。「ポスター」、「三つ折りリーフレット」についても7割前後の人が見たことがあると回答しています。

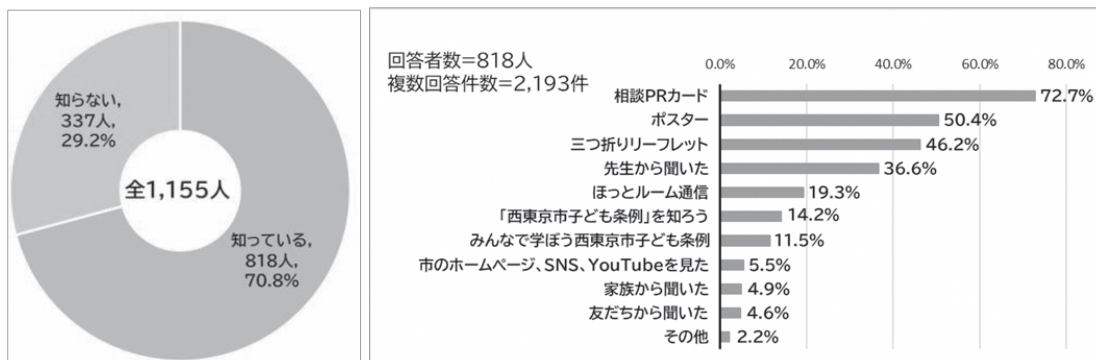


【6つの啓発品の認知度】

【ほっとルームの6つの啓発品の中で見たことがあるもの】

質問 ほっとルームを知っていますか。／何で知りましたか。

ほっとルームの認知度は約7割でした。「相談PRカード」でほっとルームを知ったという人が最も多く、「相談PRカード」が周知に効果的であることがうかがえます。

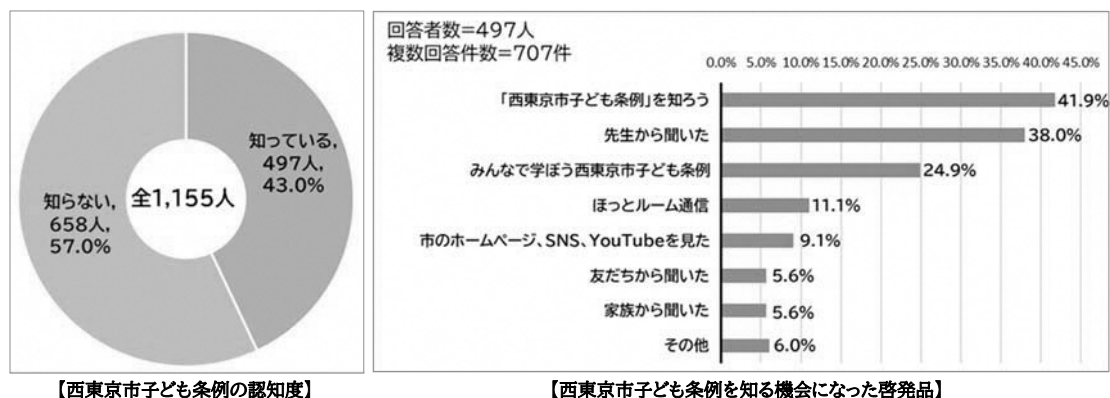


【子ども相談室 ほっとルームの認知度】

【子ども相談室 ほっとルームを知る機会になった啓発品】

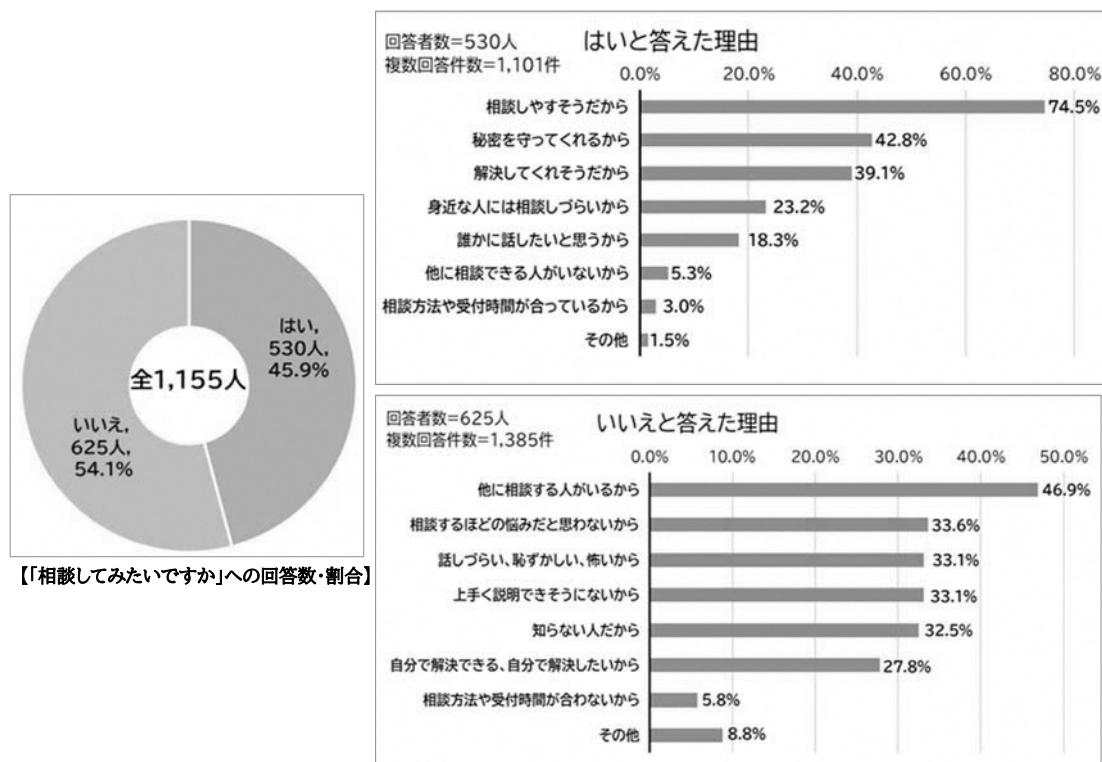
質問 西東京市子ども条例を知っていますか。／何で知りましたか。

令和5年度の西東京市子ども条例の認知度は4割強でした。子ども条例の普及啓発のために小学校6年生に「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を、中学校1年生に『西東京市子ども条例』を知ろう」を配布しており、この配布冊子で西東京市子ども条例を知ったという回答が多いです。



質問 ほっとルームに相談してみたいですか。／なぜそう思いましたか。

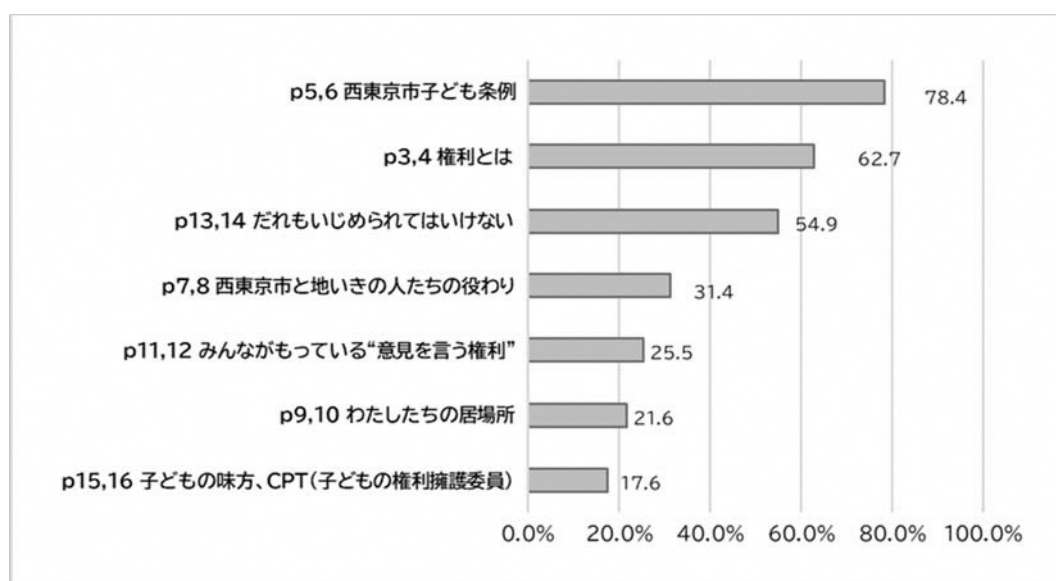
「はい」と答えた人は4割を超えています。相談してみたい理由としては、「相談しやすそうだから」という回答が最も多く、「秘密を守ってくれるから」、「解決してくれそうだから」という回答がそれに続いています。一方、5割以上の人が「いいえ」と回答しました。その理由としては「他に相談する人がいるから」が最も多く、次点で「相談するほどの悩みだと思わないから」が続いています。



(4) 副読本を活用した授業アンケート集計結果

小学校6年生が授業で子ども条例を学ぶために作成した副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」は、子どもの権利擁護委員による市立小学校での出張授業で使用するほか、市立小学校の授業で子どもの権利や子ども条例等についての学習に活用していただいています。

令和6年1月12日から令和6年1月31日までの期間に市立小学校6年生の学級担任の先生等を対象に「子ども条例副読本活用授業アンケート」を実施しました。授業の中で「西東京市子ども条例」、「権利とは」、「だれもいじめられてはいけない」のページを取り扱ったという回答が多くありました。



【見開きページごとの授業で扱われた割合】

2 おとなへの広報

(1) 子ども条例市民講座

令和5年8月26日(土)、コール田無多目的ホールにて、子ども条例市民講座を行いました。

第1部では、擁護委員と専門員から令和4年度の活動報告をしました。

第2部では、東洋大学名誉教授で西東京市子ども子育て審議会会長の森田明美先生に「子どもと一緒に考え・施策化する—子どもの声を、子ども施策に反映するために」と題して、子どもの意見を現実の施策に反映するためにはどうしたらよいかをお話いただきました。

その後、擁護委員・専門員とともに活動していただいた武蔵野大学の学生から感想などをお聞きしながら座談会をしました。

(2) 保護者、支援者向けの研修

令和5年5月25日(木)・26日(金)に、市内の学童クラブ指導員の皆さんを対象とした研修でお話ししました。子どもの権利条約と子ども条例、当時はできたばかりだったこども基本法、子どもの権利の基本、子どもの意見表明権と「最善の利益(子どもにとって最も良いこと)」について説明した上で、子どもの権利擁護委員による出張授業の内容を紹介しました。子どもたちの放課後を支える学童クラブ指導員の皆さんに、ほっとルームについてPRできる機会となり、今後の連携に期待が高まりました。

令和6年1月27日(土)には、住吉小学校・道徳授業地区公開講座にて「子どもの「相談力」を育もう～西東京市子ども条例が目指す、「子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまち」と題したお話をさせていただきました。まず、子どもの権利、子どもの権利条約、子ども条例、子どもの権利実現のためにおとなができることをお伝えしました。その上で、誰かに相談するときには心の準備と勇気が必要、子どもが相談できたときには、相談までの長旅を労って欲しいこと、おとなの声掛けのコツ等についてお話ししました。同日、子どもたちは道徳の授業で「思いやり」や「相手の立場になって考える」「相手の気持ちを想像する」等、とても大切なことを真剣な態度で学んでいました。参加して下さった多くの保護者の方々が、ご自宅に帰った後、子どもとたくさん話をしてほしいと感じました。

同じ日に、東小学校でも保護者と小学5年生に向けて、子ども条例について道徳授業地区公開講座を行いました。

第4 その他の活動

1 講師派遣

2 研修



第4 その他の活動

1 講師派遣

日付	参加者	内容
令和5年5月25日 5月26日	谷川委員 木村委員	児童青少年課 学童クラブ指導員研修会
令和5年6月29日 7月27日	井利委員 事務局	東洋大学白山キャンパス 児童福祉論 A/児童・家庭福祉 西東京市子ども条例について 西東京市の子ども施策と子ども条例

2 研修

(1) 外部研修

日付	参加者	内容
令和5年7月26日	専門員 事務局	せたがやホッと子どもサポート 活動報告会
令和5年9月23日	専門員 事務局	小金井市子どもの権利セミナー&子どもオンブ ズパーソン令和4年度活動報告会
令和6年2月10日、11日	擁護委員 専門員 事務局	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジ ウム 2023 小金井

(2) 庁内研修

日付	参加者	内容
令和5年8月13日	専門員	ぼくるーむ主催学習会 子どもの今と向き合う ～不登校経験のある若者と話そう～
令和5年10月21日	専門員	保谷駅前公民館社会問題講座 子どもの居場所づくりから見えてきた子どもと 共に歩むということ
令和5年11月14日	専門員	要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止要保護児童対策地域協議会テーマ 別研修
令和5年12月9日	専門員	保谷駅前公民館主催人権講座～子どもの権利を 考える～ 西東京市子ども条例すごろく“マジか！”で遊 ぼう

<市内関係機関等との交流>

人権擁護委員と子どもの権利擁護委員との合同会議

一年を振り返って

こころの余裕

子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利

ある22歳のひきこもりの方は、カウンセリングを続ける中で「アルバイトをしようかな」と話しました。彼女は「めんどくさいくらい気持ちがちょうどいい」と言います。それまで「こうすべき」



「もっとできるようにならなければ」と身を削るように生きてきました。ちょうど同じ頃、ほっとルームでも不登校の女の子が「めんどくさいけど、(学校へ)行く」と話しました。

周りの期待とか圧力に応えようとしているときは、できないのは全部自分のせいで自分が悪い、だからもっと頑張らないと！となります。そうなるとできない事ばかりに執着し、視点の切り替え、工夫が無くなります。そして、やはりできなくなってしまいます。解消できない気持ちを否定せずに、「めんどくさいなあ」と軽く受け止めて付き合っていく……。私たちはいつも「何かしなければ」と焦り余裕をなくしていて、子どもたちにも余裕がありません。「めんどくさいなあ」とか言いながら失敗してもいいし、全く違うことをやってみたりと、まずはおとなたちが心の余裕をもってやっていけばいいなと感じます。さて、私は私の心の余裕をどう作ろうか、と心しながら、緩やかに丁寧にまた子どもたちの話を聴いていきたいと思っています。

おとなが子どもを見守るまち

子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川 由起子

令和5年度も出張授業で多くの学校に伺いました。時間が許す限り、周りの風景を見ながら、学校までの道のりを楽しむようにしています。あちこちにすてきな公園があります。そして、どの公園もきれいです。地域の方々の努力で、安心安全な環境が維持されているのだと感じます。本当にありがとうございます。



朝早く学校に伺う時には、たくさんのおとなが通学路に立ち、安全な登校を見守ってくださっている様子を見ることができます。おとなと子どもが「おはよう」「おはようございます」と挨拶をしあう、温かい日常があります。

子ども食堂にもお伺いする機会がありました。大学生と地域の方々が力を合わせて運営している食堂で、たくさんの親子や子ども同士のグループが、のんびりと食事を楽しんでいました。エプロン姿で手伝っている小中学生もいました。豚汁とおにぎり、とてもおいしかったです。

西東京市は、子どもたちを地域で育む文化や雰囲気が醸成されているまちだと感じます。社会のデジタル化がどれだけ進んでも、この温かさが続いていきますように。そのためにも、西東京市子ども条例をもっとアピールしていかなければと思っています。

子どもの権利擁護相談・調査専門員より

私の好きな言葉に“内側から卵の殻が破られるとき、命は生まれる。外側からその殻が破られるとき、命は失われる。偉大なものは常に内側から生まれる”というものがあります。子どもからの相談を受けていると、時々、どうしてそんなすごいことができたんだろうと思うことがあります。あまりにもさらっと言うので、聞いたこちらがびっくりしていると、話してくれた子ども本人も少しだけ得意げなような誇らしげなような表情を見せてくれます。すべての人の内側にはすでに偉大なものが存在しているのだと思います。その存在と一緒に気づき、一緒に喜びを分かち合える人でありたいと思っています。



私は、入職して4年になりますが、今でも電話が鳴ると心拍数は上がります。継続して相談してくださる方の聞き慣れた声に、相談の電話と知りつつも、懐かしさで声のトーンが上がってしまう時があります。でも、それを安心材料として話をしてくださっているようにも感じています。ほっとルームの前にベンチがあります。近隣の小学生が遊びに来て、折り紙や、ホワイトボードの看板の絵を描いてくれます。以前はテーブルもあったので、それはそれはたくさん子どもたちが押し寄せてくれました。フラッと来ていた子どもが相談してくれることもありました。今は会館の管理上、ベンチだけになってしまい、顔を出してくれる子どもも少なくなりましたが、常連の子どもたちは、「顔見に来たよ」という感じで風のように来てくれます。うれしい限りです。そういう子どもたちの様子を見ていると、子どもの居場所としての役割も担っているのだと感じます。



ほっとルームは今年5周年を迎えますが、これから子ども相談室に求められていることはどのようなものか、と日々の相談業務の中で模索したいと思うこの頃です。

ほっとルームのある住吉会館ルピナスには遊具のある公園が併設されています。そこでは子どもたちのにぎやかな声が響いています。一方で、相談としてケースになるのは、困っていたり、悩んでいたりする子どもたちです。電話が鳴るたび、メールが届くたび、まだ直接会えていない方に思いを寄せています。あらゆるおとなが子ども時代を経験している中で、私の言葉や行動は子どものためになっているのか。正解のないお仕事とは思いますが、良きおとなでありつつも、ほっとルームの人は“他のおとなと何かが違うぞ”と、子どもたちの思いを託される立場であることに鑑み、理解と寛容さを深め、子どもたちの笑顔が絶えない街に微力ながら貢献していきたいです。



参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

機関紙・啓発品

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしています。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしています。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちにしています。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1） 子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（市等の役割）

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。

（連携）

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

（保護者と家庭への支援）

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

（育ち学ぶ施設とその職員への支援）

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなら

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。
- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。
- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

- 2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

- 2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

- 3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済

(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」といいます。）を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

- 2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。
- (6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（要請や意見表明の尊重）

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

（擁護委員の独立性の確保と活動への協力）

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

（見守り等の支援）

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

（活動の報告と公表）

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
（推進計画）

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

（推進体制）

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。
- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

（検証）

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であって、次に掲げる者とする。

- （1） 18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2） 市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3） 市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4） 市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

- 2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

- 2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会に代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会に代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

機関紙

機関紙を3回発行しました。市内にある小、中、高等学校、特別支援学校に在籍する児童生徒等に配布しました。(特集号は31ページをご覧ください。)

各号の電子データは、市ホームページに掲載しています。裏表紙の内側に二次元コードがあります。



機関紙第9号 (5月発行)

機関紙第10号 (11月発行)

啓発品



ポスター



三つ折りリーフレット

クリアファイル、相談PRカード、ポケットティッシュ、定規、絆創膏、消しゴム、付箋もあります。



クリアファイル



相談PRカード
(表と裏)



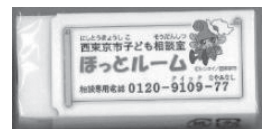
ポケットティッシュ



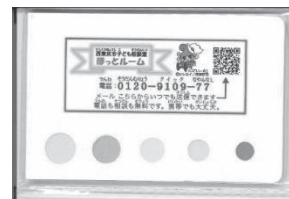
定規



絆創膏



消しゴム

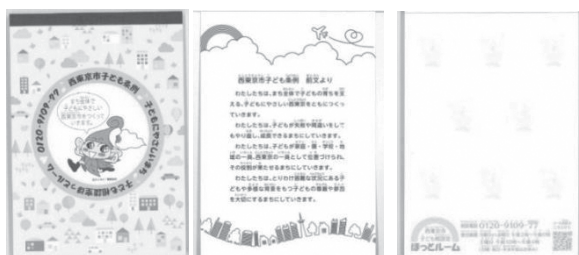


付箋

子ども条例を周知するための、ボールペン、メモ帳があります。



ボールペン



メモ帳には子ども条例の前文（部分）を載せました。

のぼり旗・腕章・ワッペンを制作して催しに合わせて使用しています。また、ほっとルーム入口には看板を掲示しています。



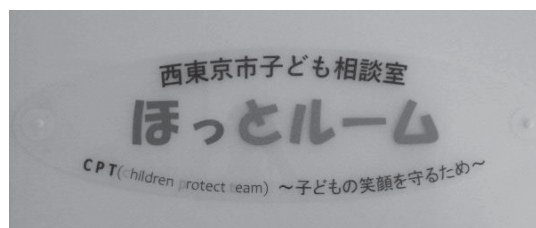
のぼり旗



腕章



ワッペン



相談室の看板



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号

住吉会館ルピナス2階

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>



西東京市子ども条例

機関紙

メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和5（2023）年度活動報告

令和6（2024）年7月 発行

編集・発行／西東京市子ども相談室 ほっとルーム

